



2023年2月17日

各位

会社名 横浜ゴム株式会社
代表者名 代表取締役社長 山石 昌孝
コード番号 5101 東証プライム
問合せ先 法務部長 増田 万博
(TEL. 03 - 5400 - 4500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の当社第147回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、機能集約による業務効率化および働き方改革を目的として、本社機能を東京都港区から神奈川県平塚市の当社平塚製造所に移転・統合いたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店所在地を東京都港区から神奈川県平塚市に変更するものであります。
- (2) 当社は、2023年1月31日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年3月30日開催予定の当社第147回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第2項を変更案第29条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第34条として新設するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2023 年 3 月 30 日（木）（予定）

定款変更の効力発生日：2023 年 3 月 30 日（木）（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第19条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、さらに取締役会長1名、取締役副会長1名および取締役副社長若干名を選定することができる。</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>神奈川県平塚市</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第7条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>第8条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>ただし、取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、さらに取締役会長1名、取締役副会長1名および取締役副社長若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、若干名選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会で決める。</p> <p>(招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の7日前に発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、取締役(取締役であった者含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。ただし、監査役に欠員を生じた場合でも、法定の員数を欠かないときは、補欠選任を行わないことがある。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。代表取締役は、若干名選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で決める。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し会日の7日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p>(選任)</p> <p><u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(任期)</p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会で決める。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(招集)</p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の7日前に発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(監査役会規則)</p> <p><u>第36条 監査役会に関しては、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条 当会社は、監査役（監査役であった者含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="469 347 598 376">< 新設 ></p> <p data-bbox="469 604 598 633">< 新設 ></p> <p data-bbox="284 730 512 759">第38条 (条文省略)</p> <p data-bbox="295 795 501 824">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="284 831 783 920">第39条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p data-bbox="295 987 469 1016">(中間配当金)</p> <p data-bbox="284 1023 783 1144">第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p data-bbox="284 1211 512 1240">第41条 (条文省略)</p> <p data-bbox="469 1355 598 1384">< 新設 ></p>	<p data-bbox="815 315 925 344">(招集)</p> <p data-bbox="804 351 1303 472">第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の7日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p data-bbox="804 479 1303 568">2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p data-bbox="815 575 1053 604">(監査等委員会規則)</p> <p data-bbox="804 611 1303 732">第32条 監査等委員会に関しては、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p> <p data-bbox="804 736 1053 766">第33条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="815 799 1149 828">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p data-bbox="804 835 1303 983">第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p data-bbox="815 990 1101 1019">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="804 1025 1303 1079">第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p data-bbox="804 1086 1303 1142">2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p data-bbox="804 1149 1303 1205">3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="804 1211 1053 1240">第36条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="815 1261 893 1290">(附則)</p> <p data-bbox="815 1296 1244 1326">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="804 1332 1303 1543">第1条 当社は、第147回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>